

奈良教育大学大学院修士課程長期履修学生取扱要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成20年3月14日規則第27号

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号)第97条第2項の規定に基づき、修士課程の長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2 長期履修学生を希望することができる者は、現職教員等とする。

(申請)

第3 長期履修学生として、教育課程を履修することを希望する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、学長に提出しなければならない。

(1) 長期履修願

(2) 勤務先の所属長の承諾書

(在学期間の変更)

第4 長期履修学生が、長期在学期間の短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、学長に提出しなければならない。

(1) 長期履修短縮願

(2) 勤務先の所属長の承諾書

(審査)

第5 第3及び第4の提出書類については、審査を行い、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則(平成20年規則第27号)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。